

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和4年9月9日

岡山市長 大森 雅夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 マルナカ平島店
所在地 岡山市東区東平島 1602 外

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 マックスバリュ西日本株式会社
住 所 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号
代表者の氏名 代表取締役 平尾 健一

名 称 株式会社ワークマン
住 所 群馬県伊勢崎市柴町1732番地
代表者の氏名 代表取締役 小濱 英之

(3) 変更事項

①駐輪場の位置及び収容台数

	No.	位 置	収容台数
変更前	駐輪場①	マルナカ棟北東側 図面3(1)	50台

	No.	位 置	収容台数
変更後	駐輪場①	マルナカ棟北東側 図面3(2)	50台
	駐輪場②	ワークマン棟北東側 図面3(2)	10台
	合計		60台

②荷さばき施設の位置及び面積

	No.	位 置	面積
変更前	荷さばき施設①	マルナカ棟南東側 図面3(1)	121.0㎡

	No.	位 置	面積
変更後	荷さばき施設①	マルナカ棟南東側 図面3(2)	121.0㎡
	荷さばき施設②	ワークマン棟北西側 図面3(2)	37.5㎡
	合計		158.5㎡

③廃棄物等保管施設の位置及び容量

	No.	位置	面積
変更前	廃棄物等保管施設①	マルナカ棟南西側 図面 3(1)	94.0 m ³

	No.	位置	面積
変更後	廃棄物等保管施設①	マルナカ棟南西側 図面 3(2)	94.0 m ³
	廃棄物等保管施設②	ワークマン棟東側 図面 3(2)	2.6 m ³
	合計		96.6 m ³

④大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ西日本株式会社	午前 8 時 00 分	午後 10 時 00 分
株式会社デジタルステーション		
株式会社大創産業		
株式会社ミツバファクトリー		

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ西日本株式会社	午前 8 時 00 分	午後 10 時 00 分
株式会社デジタルステーション		
株式会社大創産業		
株式会社ミツバファクトリー		
株式会社ワークマン	午前 7 時 00 分	午後 8 時 00 分

⑤来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
変更前	午前 7 時 30 分から午後 10 時 30 分

	駐車可能時間帯
変更後	午前 6 時 45 分から午後 10 時 30 分

⑥荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	No.	駐車可能時間帯
変更前	荷さばき施設①	午前 5 時 00 分から午後 9 時 00 分

	No.	駐車可能時間帯
変更後	荷さばき施設①	午前 5 時 00 分から午後 9 時 00 分
	荷さばき施設②	午後 10 時 00 分から午前 5 時 00 分

(4) 変更年月日

令和 5 年 4 月 3 0 日

(5) 変更する理由

新規テナント入店のため

2 届出年月日

令和 4 年 8 月 2 9 日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和4年9月9日から令和5年1月9日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工部産業振興・雇用推進課